

## 明石市教育委員会

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| ・児童生徒人口/総人口       | : 25,189人/306,505人 |
| ・医療的ケアを必要とする児童生徒数 | : 32人              |
| ・医療的ケア看護職員数       | : 16人              |

### 背景・課題

本市では、医療的ケアを要する児童生徒の保護者付添いについて、下記のような課題がある。保護者の付添いに対する負担軽減につながるよう、これらの課題に対し、安全な医療的ケアを実施できる基盤を整え更なる体制整備を実施する。

- ①医療的ケアに関するガイドラインに、保護者付添いの必要性について判断材料となるような基準や考え方の具体的な記述がないことから、判断に迷う場面が散見される。
- ②児童の個別の状況や医療的ケアの引継ぎがなされていないことにより、市内小・中学校への入学時における保護者付添いの期間が長期になっている場合がある。
- ③明石養護学校の通学バスによる通学支援において、同乗する看護師が通学時のみのスポット対応のため、児童生徒の個別の状態を把握しにくく、安全性の担保が課題となり、一部保護者付添いを求めている状況がある。

### 取組の概要

|                                   |  |
|-----------------------------------|--|
| ① 入学前からの児童情報の共有と医療的ケアの引継ぎを行う体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・入学前の児童の情報共有と医療的ケアの引継ぎを実施（令和7年度の入学者1名）<br/>学校看護師が就学前施設に出向き、保育所の看護師から医療的ケアの引継ぎを受ける。児童と保護者、学校、教育委員会、保育所看護師等と情報共有の機会を複数回もち、安全に医療的ケアの実施ができる環境と体制を入学前から整える取り組みを実施</li> </ul> |
| ② ガイドラインの見直し                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・明石市の医療的ケアに関するガイドラインには、学校内や通学車両、校外学習等の場において、保護者の付添いの判断材料となる具体的な内容の記載がないため、具体的な考え方の整理とガイドラインの改訂をする</li> </ul>  |
| ③ 看護師の研修実施体制の構築                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護師の着任前から着任後の継続した研修の内容の検討（学校の医療的ケア看護職員・通学車両に同乗する看護師）</li> </ul>  |
| ④ 指導的な立場となる看護師の配置（通学車両）           | <ul style="list-style-type: none"> <li>・通学車両に同乗する看護師への指導及び相談等を実施する指導的な立場となる看護師の配置</li> <li>・通学車両に同乗する看護師への研修及び学校の教職員との意見交換会の実施</li> <li>・通学車両における保護者付添いについての実態把握と分析</li> </ul>                                 |



## 入学前からの児童情報の共有と医療的ケアの引継ぎを行う体制の整備

### 本年度の取組及び内容

- 入学前からの児童の情報共有  
児童生徒、保護者、学校、学童保育、看護師等関係者を含めて入学前に、複数回、情報共有や医療的ケア実施体制について協議の場を設けた。（令和7年度の入学者1名）
- 学校の医療的ケア看護職員が保育所等の就学前施設を訪問し、医療的ケアの引継ぎを実施  
保護者ならびに就学前施設で医療的ケアを実施している看護師との間で引継ぎを実施し、医療的ケアの実施方法、タイミング、その他児童の様子について把握する。

### 次年度へ向けて

- 入学前からのシームレスな支援体制の構築  
これまでは、入学前に医療的ケア実施体制を具体的に検討したり、医療的ケアの引継ぎは実施していなかった。令和6年度は、1例の児童に対して入学前からの支援の取り組みを実施したが、令和7年度には、保護者の負担軽減につながる入学前からの支援体制を構築する。



## ガイドラインの見直し

### 本年度の取組及び内容

- 現在、明石市の保護者付添いについては、児童生徒の状況に応じて個別に対応を実施しているが、ガイドラインには学校内や通学車両、校外学習等の場において、保護者の付添いの判断材料となる具体的な内容の記載がなく、判断に迷うとの声があり、令和6年度は付添いに関する考え方や判断基準を教育委員会内で検討実施した。

### 次年度へ向けて

- 学校や校外学習での保護者付添いを決定する考え方の明確化とガイドラインの改訂  
令和7年度には、学校や通学車両における保護者付添いを判断するための考え方や基準を検討し、ガイドラインに明記する。



## 研修実施体制の構築

### 趣旨

学校で勤務する看護師の研修は、年に2回県教委主催の研修会のみであり、市主催の研修会や新たに勤務する看護師への研修などはこれまで実施していなかった。通学車両に同乗する派遣看護師への研修についても、年1回の緊急体制訓練を開催しているが、新たに勤務する看護師への研修等は実施していない。学校での勤務や看護師の役割に戸惑いを感じて看護師が離職する事態を避け、保護者の負担が発生しない体制づくりを実施する。

### 本年度の取組及び内容

#### 学校および通学車両に新しく着任する看護師への研修の実施

##### ○学校看護師への研修

新たに学校で勤務を始める看護師については、着任前に、教育委員会に配置した看護師が「学校における医療的ケアとは」、「学校組織の理解」、「教員との連携」、「医療的ケアの手技の引継ぎ」等について研修を実施し、学校組織や学校における医療的ケアについて理解を促した上で実際の業務に従事するように体制を変更した。

研修については、文部科学省事業の成果物である、「学校の看護師としてはじめて働く人向けの研修プログラム」「学校における医療的ケア実施対応マニュアル（看護師用）」等を参考にし、具体例等を含めたものとしている。看護師からは、「学校組織の説明を聞いていたので、学校は病院とは違うという意識を持って勤務することができ、学校で困った際にも誰に相談すれば良いかわかるので、思ったよりギャップは少なく勤務できている」などの声があった。

##### ○通学車両に同乗する看護師への研修

新たに通学車両に同乗する看護師への研修については、教育委員会と通学車両の指導的な立場となる看護師が研修内容を検討した。通学支援ガイドラインを基盤として、「通学車両における医療的ケアの特徴」、「担当する児童生徒の医療的ケアの引継ぎ・情報共有」等の内容について、主に指導的な立場となる看護師（通学車両）が派遣看護師に研修を実施した。

※通学車両に同乗する看護師の着任後の研修については、次ページを参照

### 次年度へ向けて

令和7年度は、市内の小・中学校で勤務する看護師の着任後の継続した研修体制を検討する。

通学車両に同乗する看護師に対する着任後の研修は、年3回へ増やす予定であり、教職員や学校看護師との意見交換を積極的に行う。



## 指導的な立場となる看護師の配置（通学車両）

### 本年度の取組及び内容

#### 【本市における通学支援事業の概要】

（※通学支援事業は令和5年度より開始している）

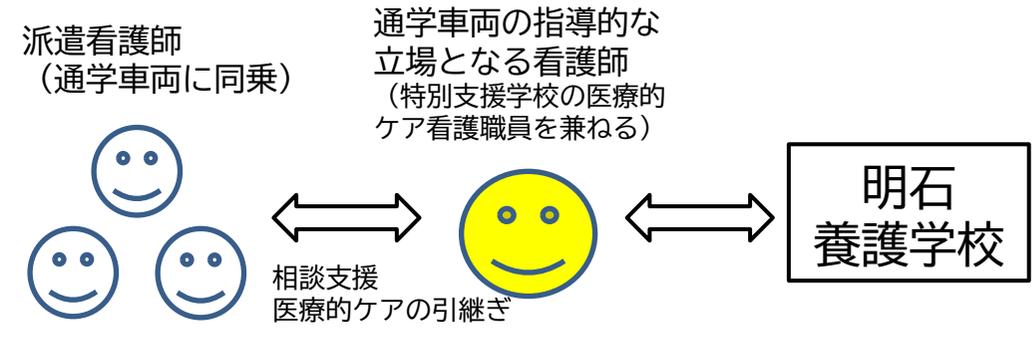
明石養護学校の児童生徒のうち、希望する全員が通学車両を利用して登下校をしている。

令和6年度の利用人数：40名 車両数：12台  
（通学車両内で医療的ケアを要する児童生徒：12名）

派遣看護師数：1日あたり延べ10～12名程度

通学車両の運行は外部委託、同乗する看護師は委託業者からの派遣

### 実施のスキーム



#### 【具体的な取り組み】

##### ○ 通学車両に同乗する看護師への指導及び相談等を実施する指導的な立場となる看護師の配置

非常勤看護師1名を配置（明石養護学校との兼務）

週2～3日程度通学車両に同乗し、初めて通学車両に同乗する派遣看護師に対する医療的ケアの引継ぎや困り事等に対応し、通学車両と学校を繋ぐ役割を担っている。児童生徒の特長や個別性を含めた医療的ケアの実施について、派遣看護師へ伝えることのできる機会となっている。

##### ○ 通学車両に同乗する派遣看護師への研修及び学校の教職員との意見交換会の実施

これまでは、年間1回緊急体制訓練の研修であったところ、令和6年度は2回増やして開催した。それぞれ緊急体制訓練、てんかん発作の対応を主なテーマとし、派遣看護師からの疑問や相談にも対応した。令和7年度には、3回（学期に1回程度）の開催を予定しており、派遣看護師からの相談や医療的ケアに関連する知識のブラッシュアップの機会として継続する。

##### ○ 通学車両における保護者付添いについての実態把握と分析

特に呼吸器を装着している児童の保護者付添いの必要性の判断について、ガイドラインには具体的な記述がないこと、学校に登校後すぐの早い時間帯（8:40～9:00頃）についての学校看護師の勤務体制も、通学時の保護者付添いに関連していることが分かった。令和7年度には、通学車両利用時に保護者付添いについて判断ができるような記述をガイドラインの改訂し、登校後すぐの学校での医療的ケアの実施体制についても見直し、検討を実施する。

## トピック

### 就学前からの情報共有と看護師による医療的ケアの引継ぎ

- 入学前に児童と保護者、学校、学童保育等を含めた関係各所との情報共有、具体的な医療的ケアの実施体制の打ち合わせを複数回実施。
- 就学前施設に出向き、看護師が医療的ケアの引継ぎを受ける（令和7年度の入学者1名に実施）。

（保護者からの声）

- ・ 入学前から医療的ケアの引継ぎが行われると、付添いが短くなり、仕事が続けられる。
- ・ 入学前からの医療的ケアの引継ぎで、安心して入学することができる。

## 成果と今後の展望

### 今年度の成果



- ・ 通学車両に同乗する看護師と学校を繋ぐ指導的な立場となる看護師を配置し、安全な医療的ケアの実施体制の基盤を整備した
- ・ 就学前からの情報共有と医療的ケアの引継ぎによる保護者付添いの負担の軽減
- ・ 看護師の着任前の研修を実施することによる学校での勤務の戸惑いを軽減し、不要な保護者付添い等が発生しない取り組みを実施

### 今後の展望



- ・ 通学車両における保護者付添いの解消に向けた具体策の策定
- ・ 保護者の付添いに係る判断基準の見直しとガイドラインの改訂
- ・ 小学校または中学校入学に係る支援体制の整備
- ・ 看護師の着任後も継続した研修体制の構築